

「訪問介護」利用契約書

様（以下「利用者」という。）と株式会社成活が運営するケアサポート成活（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことのできるよう訪問介護を提供し、利用者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約の期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合、本契約は自動更新されるものとします。

第3条 （訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常全般の状況、および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明し同意を得ます。

第4条 （訪問介護サービスの内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は訪問介護計画書に定めたとおりです。事業者は、訪問介護計画所に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、〔訪問介護計画〕に沿って定めた内容の訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修を修了した者です。
- 4 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の訪問介護計画書を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

第5条 （サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を電子データに入力し、データは当事務所で保管します。
保管期間は、この契約の終了後2年間とします。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する1の記録の閲覧ができ、複写を求めることができます。ただし、複写に際して、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第6条 （利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月中旬頃に利用者へ交付します。

- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに〔口座振り込み〕の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを現金で受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条 (サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日 18：00 までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の前日 18：00 までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して〔契約書別紙〕に定める計算方法により、料金の全部または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条 (料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾した場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が被保険者資格を喪失した場合

第10条 (守秘義務)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合、あらかじめ文書により利用者に説明し、同意を得ます。

第11条 （損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。
- 3 利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復する責務を負うものとします。

第12条 （緊急時の対応）

事業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第13条 （身分証明書携行義務）

従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条 （連携）

事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条 （相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条 （協議事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第18条 （裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため本書1通を作成し、利用者・事業者が署名の上、利用者(写し)、事業者(本紙)の各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 川崎市高津区久末84-10
株式会社成活
代表取締役 鈴木 友望
訪問介護事業所 ケアサポート成活
事業所番号：1415301330

利用者

住 所

氏 名

代理人又は立会い人等（利用者との関係： ）

住 所

氏 名